

第五十五回 参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和四十二年六月一日(木曜日) 午前十時三十四分開会

委員の異動

五月三十一日

辞任 新治君

補欠選任 林屋龜次郎君

六月一日

辞任 林屋龜次郎君

補欠選任 新治君

出席者は左のとおり。

委員長 野知 浩之君
理事 任田 新治君
山崎 齊君
川村 清一君
中村 波男君
宮崎 正義君

委員

青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
八木 一郎君
武内 五郎君
矢山 有作君
渡辺 勤吉君
北條 傳八君
農林大臣 倉石 忠雄君
政府委員 農林政務次官 久保 勘一君

林野庁長官 若林 正武君
事務局側 常任委員会専門 官出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件
○森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○委員長(野知浩之君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

理事の補欠互選を行ないます。
昨三十一日、任田新治君が委員を辞任され、本日再び選任されましたが、本委員異動に伴い、理事に一名欠員が生じておりますので、これよりその補欠互選を行ないます。
互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(野知浩之君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に任田新治君を指名いたします。

○委員長(野知浩之君) 森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、倉石農林大臣から提案理由の説明を、次いで、若林野庁長官から補足説明及び資料説明を聴取いたします。倉石農林大臣。
○國務大臣(倉石忠雄君) 森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

森林病虫害等を駆除し、その蔓延を防止することとは、単に森林所有者の経営の安定に資するばかりではなく、広く国民経済的な観点から森林資源

の確保、風致景観の保持、国土の保全等、各般にわたる森林の公益上の要請にこたえる上におきまして、きわめて重要なことと考えられます。このため、昭和二十五年に制定された森林病虫害等防除法に基づきまして、森林病虫害等の防除の推進をはかつてまいったのでありますが、現行法の制定後すでに十数年を経過し、その間に森林病虫害等の発生状況、その防除の状況その他社会的経済的諸条件は、著しい変化を見ているのであります。

すなわち、近年の各種開発事業の進展に伴う自然環境の改変に加えて、連年の異常気象条件の影響もあり、森林病虫害等の被害発生地域は急速に拡大し、また、その被害対象も枯損老齢木にとどまらず、幼壯輪木等健全木にも及ぶ傾向が見られるのであります。

他方、御承知のとおり、農山村における労働力の減少傾向に伴って、個々の森林所有者による防除の実施が困難な場合が多くなっているのであります。

これらの事情に対処し、国、地方公共団体、森林組合、森林所有者が、相互に協力して森林病虫害等の防除措置の実施体制を整備強化することが一そう強く要請されてきているのであります。一方、森林病虫害等の防除技術、特に薬剤による防除技術は、著しい進歩を見せており、これらを利用してより経済的で有効な防除の促進をはかることができるようになっております。

このような状況にかんがみまして、最近の実情に即応した森林病虫害等の防除の効果的な実施をはかるため、森林病虫害等防除法につき所要の改正を行なう必要があると考え、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。
第一は、防除命令の内容の拡充であります。

現行法におきましては、農林大臣または都道府県知事は、樹木の伐倒、剥皮、焼却による防除措置を命ずることができるとなっておりますが、これらの措置のほか、樹木を伐倒して薬剤による防除を命ずることができるとする等、薬剤による防除命令の範囲を拡大することとしております。

第二は、緊急に防除を行なわなければならない場合の命令手続の簡素化であります。

現行法では、森林病虫害等の防除の命令には、その二十日前までに命令の内容を公表することとなっておりますが、緊急に森林病虫害等の防除を行なわなければならないためその公表を行なういとまがない場合には、あらかじめ公表することなく防除の命令をすることができることとしております。

第三は、防除措置の実施の徹底であります。まず防除命令をいたしました場合におきまして、現行法では森林の所有者等が行ないます被害木の伐倒の費用は補償の対象に含まれておりませんが、最近では被害木が幼齢木にまで及ぶ等、伐採木の販売収入によりその伐倒費を回収することができない場合が生じておりますので、その回収できない分の伐倒費についても補償することとした。

次に、現行法では、防除命令をした場合におきまして、その受命者が指定された期間内に命ぜられた措置を行なわなかったときは、その者にかわって国、都道府県がその防除措置を行なうことができることとなっておりますが、このほかに、受命者が当該期間内に命ぜられた措置を行なっても十分でないとき、または行なう見込みがないときにおいても、受命者にかわってその防除措置を行なうことができることとしております。

さらに、農林大臣または都道府県知事は、森林病虫害等の防除措置を行なう場合において必要が

あるときは、地方公共団体または森林組合もしくは森林組合連合会にその措置の実施に關し必要な業務に協力することを要請することができることといたしております。

なお、これらの改正とあわせ、森林害虫防除員等による検査の対象及び検査結果に基づく指示の範囲を拡充する等、所要の規定の整備を行なうことといたしております。

以上が本法律案の提案理由及びその主要な内容でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(野知浩之君) 次に、若林野庁長官。○政府委員(若林正武君) 森林病虫害防除法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由説明を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案いたします理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、防除命令の内容を拡充したこととあります。

その第一点は、薬剤による防除を命じ得る範囲を拡大したこととあります。現行法におきましては、農林大臣または都道府県知事は、樹木、伐採跡地または伐採木等の所有者または管理者に対しその樹木等につき伐倒、剥皮、焼却による防除を命ずることができるとなっておりますが、この防除措置はかなりの手間がかかり、その上、近年におきます農山村の労働力の減少は御承知のとおり著しいものがありますので、これらの方法による防除措置の実施は、次第に困難な場合が多くなっております。他方、薬剤による防除技術は近年目ざましい発達を遂げてまいっておりますので、これによる効果的な防除が可能となりまして、第三条第一項の規定を改正し、従来の伐倒、剥皮、焼却による防除措置のほかに、薬剤による防除措置も命ずることができることとしたのであります。第二点は、近年のこのような薬剤による防除技術の確立に対処しまして、第二条第二

項の伐採木等の定義及び第三条第一項第三号の指定種苗の定義を改め、防除の対象となる伐採木等には、剥皮した伐採木も含めることとし、また、伐採木等の包装並びに種苗の容器及び包装も新たに防除措置の対象とすることといたしたのであります。

第二は、緊急に防除を行なわなければならない場合の命令手続の簡素化であります。

現行法では第三条第三項の規定により防除命令をしますには、その二十日前に命令の内容をあらかじめ公表しなければならぬこととなっております。しかし、特に毛虫類などの森林病虫害はその成長及び蔓延がきわめて急速でありまして、その発見から効果的な防除措置の実行に着手しなければならぬまでの期間がきわめて短いのであります。最近はこのような虫による被害が増大している実情もあつたので、これらの事態に対処し、

緊急に防除措置を講じ得るよういたしました。前記の公表を行なういとまがないときは、あらかじめその公表をすることなく防除命令をすることができるようこの規定を改めることとしたのであります。

第三は、防除措置実施の徹底でございます。

その第一点は、防除命令に伴う損失補償に關する第八條の規定の改正であります。最近におきましては、森林病虫害等による被害発生地域が拡大し、被害は奥地の森林にも及ぶ状況であり、また、その対象も、枯損老齢木にとどまらず、幼齢木にも及ぶ傾向が見られます。このような場合におきましては、防除命令に従って被害木を伐倒いたしましたも、被害木の販売収入によつて伐倒費用を回収することができない場合もあつたので、現行法では樹木の伐倒費は防除命令に伴う損失補償の対象とされていなく、その伐倒費はもっぱら受命者が負担することになるので、そのために防除措置が必ずしも円滑に実施されない事態も間々見られるのであります。このような実情に対処し、防除措置の実施を確保するため、伐倒費につきましてもそれが損失となる場合には補償

をすることとしたのであります。

防除措置の実施の徹底につきましての第二点は、防除命令をした場合における代執行に關する第四條の規定の改正であります。現行規定では、防除命令の受命者が命ぜられた防除措置をその実施すべき期間内に行なわなかった場合に限り、命令者が受命者にかつてその措置を行なうことができることとなっております。しかしながら、それでは必ずしも森林病虫害等の適期における防除が達成できないといううらみがありますので、最近の農山村における労働力不足等ということも考慮いたしまして、現行規定によつて代執行を行ない得る場合のほか、受命者がその防除措置を行なつても十分でない場合、または受命者が不在である等のためその防除措置を実施すべき期間内に行なう見込みがない場合におきましても、受命者にかつて命令者が防除措置を実施することができるといたしました。また、これに伴いまして、この代執行を行なつた場合の費用徴収につきまして所要の規定の整備を行なうことといたしました。

第三点は、防除実施体制の確立をはかるための規定の整備であります。森林病虫害等の防除は、

国、地方公共団体、森林組合、受命者が一体となつてその実施に当たらなければ効果的に実施することができませんので、新たに第四條の二の規定を設け、農林大臣または都道府県知事は、森林病虫害等の駆除またはその蔓延の防止のための措置を行なうときに必要があつた場合には、地方公共団体または森林組合もしくは森林組合連合会に對しまして、その措置の実施に關し必要な業務に協力することを要請することができることとしたのであります。

第四は、第六條及び第七條の規定を改正し、森林害虫防除員等による検査の範囲及び検査結果に基づく指示ができる範囲を拡大することとしたのであります。すなわち、森林害虫防除員等は、新たに庭園その他森林以外の樹木が生育している土地や船舶、自動車等にも立ち入つて必要な検査

をすることができるとするとともに、その検査結果に基づいて薬剤による防除措置の実施を指示することもできるようにいたしましたのであります。

以上をもちましてこの法律案の提案理由の補足説明といたします。

次に、「森林病虫害防除法の一部を改正する法律案参考資料」につきまして御説明を申し上げます。

第一ページでございますが、第一ページは森林資源の現況でございます。国有林、民有林別の面積、蓄積、さらに、針葉樹・広葉樹別の面積、蓄積につきまして樹種別の資源構成の表でございます。ことにマツクイムシの対象になりますマツの資源量は、針葉樹の蓄積の二一%を占めておられておるのでございます。

二ページは被害状況でございます。国有林、民有林別の被害の推移の表でございます。これにつきましては、三ページ以下にこの推移をグラフであらわしてございますので、こちらで御説明を申し上げます。

三ページでございますが、三ページはマツクイムシにより被害の推移の中の国有林の被害の推移でございます。被害材積が三十一年度から三十三年度にかけて異常に増加いたしておりますが、その原因は、昭和二十九年に北海道を襲いました洞爺丸台風により発生いたしました風倒木の影響のためでございます。傾向的には、最近になりましてまた被害が増加をしております。しかも、被害本数が被害材積に比較いたしまして非常にふえてまいっております。と申しますことは、若い幼樹木の被害がふえておるといふことがこの表から言えるわけでございます。

それから四ページでございますが、これはマツクイムシにより被害の推移の民有林の分でございます。昭和二十五年に大発生をいたしまして、遂年減少いたしてまいっておりますが、昭和三十三年、四年、五年くらいからまた逆に増加

傾向にございます。国有林と同じように、やはり被害本数というものが非常に増加をいたしてまいておりまして、幼齢木の被害がふえておるといふことがこれからでもわかるわけでござい

次は、五ページでございます。マツクイムシ以外の法定病害虫によります被害の推移でございます。その中で国有林の分でございますが、昭和二十八年に異常発生をいたしておりますが、これはマイマイガの異常発生によるものでござい

昭和二十八年に一つ山がございまして、これはマイマイガの異常発生によるものでござい

昭和二十八年に一つ山がございまして、これはマイマイガの異常発生によるものでござい

昭和二十八年に一つ山がございまして、これはマイマイガの異常発生によるものでござい

昭和二十八年に一つ山がございまして、これはマイマイガの異常発生によるものでござい

昭和二十八年に一つ山がございまして、これはマイマイガの異常発生によるものでござい

昭和二十八年に一つ山がございまして、これはマイマイガの異常発生によるものでござい

しますと、昭和四十二年度が一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

昭和四十二年度は一六九というふう

二三ページは、空中防除の実施状況でございます。一番下に指数が出ておりますが、昭和三十六年度を一〇〇といたしますと、四十一年度が三三三、特に民有林におきましては八四二というふうな、非常に空中防除の実施が拡大をいたしておりますのでございます。

二四ページ以下は、森林害虫等の生態を御参考までに揭示をいたしておりますのでございます。二九ページ以下は、マツクイムシの主要な種類とその被害の態様というものを図解いたしております。以上でございます。

○委員長(野知浩之吉) 本案に対し質疑のある方は、順次御発言願います。

○山崎齊君 防除事業というものが昭和十四、五年から予算措置が始まって、昭和二十五年には法律による防除事業が始まって、三十年近い歴史を持つておるわけでございますが、その中でいろいろ害虫ごとの状況というものを考えてみました。場合、マツクイムシだけは、人間で言えばガンのような病氣だ、切らなければならぬと言ふ人もおるわけでございます。他の害虫とかネズミというふうなものと非常に性格が違つておるのでございます。マツクイムシを除く他の害虫につきましては、予算措置を十二分に講じて、適当な時期に薬剤散布をすれば、大体退治できる。また、ネズミも、毒のえさをまけば、これも駆除できるわけでございます。マツクイムシだけは、なかなかさういかないところ、非常に特異性がございいたします。この防除事業もマツクイムシを対象にして始められた歴史もあるわけでございます。これは、古くて、また新しい、現在でも非常に大きい問題だというふうな考えられるのでございいたします。

そこで、マツクイムシだけについて政府にお尋ねをいたしたいと思つてございいたします。現在の法律によります、あるいはそれ以外の方法によりますマツクイムシの駆除というものは、制度的にどういうような形で行なわれておるのか、また、その予算措置がどうなつておるが、その方法別の

駆除の事業量というふうなものがどういう状態になつておるのか、まずお伺いしたいと思つてございいたします。

○政府委員(若林正武君) 現行制度について申し上げます。

農林大臣は、病害虫等の駆除及びその蔓延を防止いたすために、森林病害虫等が附着し、または附着するおそれがある森林の所有者または管理者に、防除の範囲及び期間を定めまして、樹木の伐倒、剥皮、焼却または薬剤によります防除等の措置の命令をいたすのでございます。この命令に先立ちまして、区域、期間あるいは駆除すべき森林病害虫等の種類及び駆除措置の内容等をお知らせしなければならぬのでございます。公表は、御承知のように、命令の二十日前までに公表して、御承知のようになつて、公表後二週間以内に、公表に對しては不服申し出がなされることになつておりますが、この公表の期間はまた防除の準備期間としての意味も持つておるのでございいたします。公表いたしましたから二週間以内に不服の申し出がなされた場合には、公開によります疎聞が行なわれまして、不服の申し出者に対しては意見を述べべる機会を与えました後に、当該申し出に對しては決定をするわけでございます。受命者が命令に従ひまして当該措置を期間内に実施いたしましたときは、第八条の規定によるその損失補償金というものが支払われまして、期間内に実施がされません場合には、第四条の規定によりまして、農林大臣は、当該措置の全部または一部を行なうことができるのでございいたします。この場合におきましては、農林大臣が行政代執行法に基づきまして当該措置を行ないましたときは、当該措置に要しました費用を第五条の規定によりまして徴収をいたすことになつておるのでございいたします。

ただいま申し上げましたような防除制度は、都道府県知事が準用することができまして、その費用の一部は国によって補助をいたすことになつておるのでございいたします。

置は、都道府県知事に委託をして実施をいたしております。また、命令によります防除のほか、に、国の官吏または都道府県の吏員であります森林害虫防除員が立入検査を行ないまして、それに基つて駆除の措置を指示する場合がございます。この場合、指示された者が当該措置を実施しないときは、当該官吏または森林害虫防除員が直接駆除を行なうというふうなやり方を現在いたしておるのでございいたします。

○山崎齊君 マツクイムシについて考えてみますと、農林大臣命令による園宮の駆除、それから知事の命令による公營の駆除があるわけでございます。そのほかに、奨励防除という制度、この三つに分かれておるようになっていますが、マツクイムシに關しては現在そういう制度がとられておるわけでしょうか。

○政府委員(若林正武君) マツクイムシにつきましても奨励制度がとられておりました、四十一年度について申し上げますと、これは補助事業として実施をいたしておりますが、十五万四千八百九十七立方メートルを対象に実施をいたしてしております。

○山崎齊君 そうしますと、四十一年度を例にとつて御説明いただいたらわかりやすいと思つてございいたしますが、全体の被害量に對しまして、園宮の防除がどれだけの量であるのか、知事命令による駆除がどのくらいの量であるか、また、奨励の措置による駆除がどのくらいの量であるのか、その点をもうちょっと明らかにしていただきたいのでございいたします。

○政府委員(若林正武君) マツクイムシの被害量について申し上げますと、民有林について三十三万立方メートルでございます。これに對しましては実施をいたしましたのは、園宮駆除におきましては三万四千立方メートル、これは損失補償の分でございます。それから委託で実施いたしましたものが二万三千立方メートルでございます。それから知事の命令によります分と奨励で実施いたしました分とを、ちょっと区分がございませんので、

一括して申し上げますと、十五万四千八百九十立方メートルでございます。

○山崎齊君 マツクイムシの防除という問題を考へてみますと、被害にかかつたものを切り倒す、そうしてその皮とか枝を焼くとかいうような措置を講ずるか、あるいは薬剤をかけるというような措置を講じなければならぬわけでございます。しかし、そういうマツクイムシのために枯れて切らなければならぬというものの周辺にありまして枯れぬ、まあ枯れるかもしれないというふうな立ち木というものが数多くその周辺にはあるはずだと思つてございいたします。こういうものには對して予防的に防除をするということを考えていかなければ、マツクイムシの被害というものを根絶する、または非常に少なくしていくということとはどういふ点に對しては、どういふふうな方法を講じてやつておられるか、その点を伺いたいと思つてございいたします。

○政府委員(若林正武君) マツクイムシの予防対策でございますが、現在、浸透性薬剤、これはBHCを主剤としておりましたが、それを樹皮上から散布をいたしまして予防を実施いたしておるのでございいたします。御承知のように、マツクイムシは、キクイムシ科、ゾウムシ科及びカミキリムシ科に屬しておる害虫でございますが、その種類も非常にたくさんございまして、さらにその生態につきましても、種類により、あるいは個体によりまして、非常に違つておるのでございいたします。すなわち、マツに侵入いたしましたからマツが枯損に至るまでの間の加害箇所や、あるいは発生時期等、その被害の態様というものが非常に違つておるといふふうなこともございまして、予防対策をいたしまして薬剤散布はいたしておるのでございいたしますが、完全に予防効果というものを期待するところまで現在では残念ながら至つていないのでございいたします。

今後、こういった点につきましての技術開発というものにつきまして、一そう努力をしてまい

りたというふうな考えでおるのでございます。
○山崎齊君 先ほど申し上げましたように、この
予防措置というものが技術的に確立されるという
ことでなければ、マツクイムシの大きな被害とい
うものをなくしていくということはとうてい不可
能だというふうな考えられるのでございます。そ
ういう面の研究といえますか、生態というものを
明らかにして、それに対応した薬剤を発見してい
くということに対して、ひとつぜひ努力を払って
いただきたいと思います。提案理由
にもございましたように、山村の労働力も急激に
減ってきたという関係から、これから、大
の手を使って植えるということでは、自然に
松林というものはできていく性格を持っておりま
すし、それに少し手を加えればりっぱな天然林に
なるというものでございますので、これからの日
本の林業にとっては松林というものをりっぱに仕
上げていくということがいままでも以上に重大な役
割りを果たしていかなければいかぬというふう
に思っております。そういう面から、ぜひとも
この点の研究は十二分に進めていただくようにお
願いしたいと思います。

それから先ほど御説明がございました国営防除
というふうなものをやるかやらないかという点
は、どういふことを基準にしてきめられるか、そ
ういふ点をひとつ御説明いただきたいと思います。
○政府委員(若林正武君) 農林大臣が命令をいた
しまして実施をいたします。国営防除につきましては
は、被害の程度が激甚でかつ増大傾向にございま
して、隣接の府県の森林にまで蔓延をなさるおそれ
が多いような場合、あるいは、資源的にも国土保
全の面でも重要な地方でございまして、防除をす
ることによりまして産業の振興なり民生安定なり
あるいは風致景観の維持等の面からも緊急を要す
るような場合、さらにまた、ただいま申し上げま
したような地方でございまして、府県の財政事情
等にも左右をされまして防除措置の徹底が期せら
れないと認められるような場合等におきまして、

国営防除を実施いたしてまいっておるのでござい
ます。
なお、農林大臣命令は、御承知のように、現在
のところ、マツクイムシだけを対象にいたして実
施をいたしておりますが、被害の発生量がおおむ
ね一立方メートルをこえる都道府県につきまし
て、被害の傾向あるいは蔓延の状況及び森林資源
の保護並びに国立保全上の必要性というふうなも
のを総合勘案いたしまして決定をいたしておるの
でございます。

○山崎齊君 マツクイムシ防除の性格から考えま
して、いまお話をいたしましたように、国営の場
合には、被害が著しいということが前提になっ
ておるわけでございます。また、国営の場合には、
駆除の経費は全額国が持つ、そうして国営の場合
には、国がその全額経費を持つ、ということにな
るわけでございまして、その他の場合、奨励防
除の場合には国から補助金だけどももらえないと
いうことになってくる制度であるのでございま
す。そういうふうな考えますと、奨励防除という
のは、広い地域に点々と被害があるというふうな
場合が奨励防除の対象になるかと思つてござい
ますが、そうすると、奨励防除という場合には、
他の防除の場合よりもむしろ伐採したりその他い
ろんな面で単位当たりの経費が非常にかかたり
するといふふうな問題が考えられるのでございま
して、所有者に少ない補助金をやってもなかなか
積極的な防除はしてくれないのではなからうか。
また、特に不便な場所、景色のいい所にマツが相
当多くて、景観上より重要な役割りを果たしてお
りますが、そういうものが被害にかかるといふ場
合に、一般の場合よりもたいへん経費がよけいにか
かるといふ問題が考えられるわけでございまして、
こういうものは、むしろ急いでやらないうで、被害
をうんと大きくして国営なり県営でやってもら
たほうが所有者のほうは経費負担が少なくて済む
といふふうなことも考えられるわけでございまし
て、こういうことがマツクイムシを根絶していく
という上に非常に大きい障害になっていくんじや
なからうかというふうな感じがするのでございま
す。

そういう面から考えてまいりました場合に、被害
は少なくても、その区域内の防除を積極的
にやってもらうというふうなことに、政府と
しても、森林組合あるいは市町村に対して、この
防除に必要な経費、器材というふうなものを十二
分に予算面でも援助をしていく、そうして被害の少
ない地域の防除も十二分にやれるといふような制度
をぜひともとていかなければならぬのじやな
らうか。立木に対して葉をまいて十二分な効果が
出るといふことになれば簡単でございますが、そ
うでない現段階におきましては、先ほど申し上げ
たような森林組合、市町村等に対する援助とい
うものを十二分にやるような何か措置を考えなければ
いかぬのじやないかというふうな考え方でござ
いまして、その点に対してどういふ考え方を
持っておりますか。

○政府委員(若林正武君) ただいま先生からお話
がございましたように、今後の農山村におきま
す労働力というふうなものを考えてまいりました
場合に、地方におきまして市町村なりあるいは森
林組合、こういったものを大いに活用していくと
いふ必要性につきましては、私も痛感を感じ
しております。今回、法律改正をお願いいた
しまして、市町村なりあるいは森林組合、あるいは
連合会等に対しても、駆除についての協力を
お願いしたという考えでおるわけでござい
ます。協力を要請いたしました場合には、当然いろいろ
経費がかかるわけでございまして、そういうた
面での協力費というふうなものについては、予算
的に配慮いたしておるのでございます。また、共
同防除を促進いたしますために、防除器具なりあ
るいはチェーンソー、こういったものを補助対象
にいたしまして、現在、体制の整備を期してお
るのでございます。
御指摘のように、今後ますますこういふた集団
防除体制というものを整備いたしますために、予
算その他の面におきましてもいろいろと改善措置

等についてさらに努力をいたしてまいりたいと考
えておる次第でございます。
○山崎齊君 次に、提案理由より補足説明でもう
たつておるのでございますが、マツクイムシの被害
というものは小径木にだんだんと移っていくと
いうことがいわれておるのでございまして、いま
まで発生した地域におきましても、まだまだマツ
が全滅したわけではない。大径木が相当量的に残
っておるわけでございまして、そういうものをの
けて、生活力の非常に旺盛な小径木にマツクイ
ムシの被害がどんどん拡大していくということは、
一体どういふような理由でどういふような原因で
そういう事態が起こってきたのか、その点に對し
てどういふふうな考えをおられますか。

○政府委員(若林正武君) 先生も御承知のよう
に、林業の生産の増大あるいは生産力の増強を
はかりましたために、造林事業につきまして長期計
画を立てまして、一定の計画のもとに張力に造林
事業の推進をはかってまいっておるわけでござ
います。そういうことによりまして、若い人工造林
地というものが非常にふえておるといふふうな実
情があるわけでございまして、そういうことやら、
さらに、害虫の生息密度というものが相当高ま
ってきておるのではないかと、あるいは、開発事業の
進展ということに伴いまして、幼齡樹であっても
樹勢が衰えるということがあつたのではなからうか
というふうな考えをおるのでございます。
○山崎齊君 もう一点、いままではマツクイムシ
の被害というものが大体近畿地方から西のほうと
いふふうな考えられておりましたが、それがだん
だんと東のほうまで拡大してきたといふふうにい
われておりますが、その拡大の状況といふものは
どうでしょう、お知らせいただきたいと思います。
○政府委員(若林正武君) マツクイムシは、当初
発生いたしましたのは、大体九州が主体で発生を
いたしております。その後、中国、近畿の一部等
に拡大をいたしまして、さらに最近におきまして
は四国、関東の南部といふふうなところへ被害が

拡大をいたしております。

○山崎齊君 マツクイムシの概要につきましましては、いろいろとお話を伺って、大体わかったように思うのであります。その結論をいたしましては、マツクイムシの防除という面からいましては、技術上の問題点、また制度上の問題点がそれぞれあるように思うのでございますけれども、技術上から考えてまいりますと、やはり切り倒して焼くなりあるいは葉をかけなければいかぬという問題、そして生立木に薬剤をかけて予防できるという措置が現在発見されていないというところ、マツクイムシ防除の非常にむずかしい問題があるわけでございます、こういうことが被害が減少しない大きな理由ではなからうかというふうに思うのでございます。

こういう点から考えてまいりました場合に、やはり、現在の時点では、どうしても国営、県営というような命令による防除というものを積極的の拡大して、補助金だけでやってもらうというふうな奨励的な防除というものを極力減少させていただくという方法をしていただかなければならないと思うのでございます。

そういうふうな問題と、さらには、先ほども申し上げましたように、森林組合とか市町村がその区域の小さな被害でも積極的の防除をしていく、それに対して政府ができるだけのめんどうを見るというふうな予算的な措置というものも十二分に実現していくというふうなことをこれからあわせて考えてやっていただかなければ、この被害を根絶するということなどはとうてい不可能じゃなからうかというふうな感があるのでございまして、そういう点におきまして、その御努力をお願いしたいと思っております。

資料でも御説明がございましたように、日本の針葉樹の蓄積の中で二割を占めてくることがマツによつて占められておる。そしてまた、これからの日本の林業という面では、りっぱな松林を天然の力を利用してつくっていく。人工林としてではなく、天然林も大きな役割りを果たしていただく

ように、その保育その他に積極的な努力を払っていただかなければならないような現在の林業事情でございますので、マツクイムシに對しましてほんとうにいままで以上に技術の面でも研究を進め、さらに予算その他の面でも十二分に必要額を確保してこの駆除に臨むということをお願いしたいと思つてございまして、そういうことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○中村波朗君 資料の要求をいたしておきたいと思つてありますが、第一番は、大法法定害虫に對する資料はありますが、法定外の害虫の被害状況を、具体的には、年度別に種類別、被害右数、被害面積、できるだけ病虫別に出していただきたい。さらに、アメリカシロヒトリの被害状況等についても、ただいま申し上げましたような方法でお出しただきたい、こう思うわけであります。

それから法案の題名は病害虫になっておりますが、森林等に対する病気の関係、そういうものに対する被害というものは全然資料にありません。また、そういうものがあるのか、そういう点について、法を読んでみましても、具体的には病のほうは全く考えられておらないような感じがするものであります。そういうものがないとするならば病のほうは要らないようなことになるのでありまして、そういう点はどういうふうなものであるかという面からのひとつ資料をいただきたい。

それから三つ目は、三十四年から継続して調査されてこられた森林病害虫等の発生消長調査費、これが四十二年で予算の裏づけが打ち切られたようでありまして、これに対する結果報告といひますか、結果表といひますか、そういうものをおひとつていただけるならば具体的に提出していただきたいと思つております。

それからいま山崎委員からいろいろ御質疑がありましたように、さらに防除を完璧にいたすために、葉なり防除方法等について開発をしなければならぬ部分が残されておると思ひますが、農林省としてそういう研究機関がどのような機構とどのような人員、予算でどのような研究

項目で行なわれておるか、また、行なわれようとしておるか、また、過去における研究機関におけるその状況等もできるだけ具体的にお願いをしたと思つております。

それからこまかい点にわたりますけれども、防除関係の予算約四億ということ聞いておりますが、これをひとつでできるならば目録にわたります、たとえて言うならば、いま御指摘がございましたように、今度の法案の中で代執行というのを入れた、これはたいへんけっこうなことであるが、代執行する場合に、しからば、どれだけの予算が組まれておつて、その予算単価はどのよう計算をして一応見積もつておるかというふうな、すべての面に向かつてこまかく予算単価を積み上げた報告といひますか、資料をお出しいただきたい、こう思うわけであります。

以上、きょうはそれだけを要求申し上げます。

○委員長(野知浩之君) 委員長から御紹介申し上げたいと存じます。ただいま、アファニスタンの上院議員であられ、農林工業委員長のミスター・アブダル・ワキルさんが参議院に参られました、農林水産委員会を傍聴に見えられまして、御紹介申し上げます。

(拍手)

○宮崎正義君 いま、資料要求につきまして、私もからもお願いしようと思つたことが出ましたので、それ以外のもの、モノフルオール酢酸塩剤(フトラール)、燐化亜鉛剤という薬剤を使ひまして、野生の鳥獣、あるいは家畜、人畜等に対する被害が今日までどのように影響されてきたかというふうなことがわかれば、一緒に出していただきたいと思ひます。

○政府委員(若林正武君) 資料につきましては、御要求のようないままでの調製できるかどうか、検討をさせていただきますけれども、早急に調査をいたしまして、極力御期待に沿うように調製いた

たいと思つております。

○委員長(野知浩之君) 本案の審査は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

五月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、果樹保険臨時措置法案

果樹保険臨時措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農業共済組合連合会の果樹保険事業(第三条―第十七条)

第三章 政府の再保険事業(第十八条―第二十二條)

第四章 雑則(第二十三條―第二十六條)

第五章 罰則(第二十七條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、農業者がその営む果樹農業につき災害によつて受けることのある損失を適切に補てんする制度の確立に資するため、試験的に農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうことができることとするともに、当該果樹保険事業による保険責任についての政府の再保険その他必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「指定果樹」とは、主要な種類の果樹として政令で定めるものをいう。

第二章 農業共済組合連合会の果樹保険事業

業

(果樹保険事業の実施)

第三条 農業共済組合連合会は、農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第二百一十一条の規定による保険事業及び同法第三百二十二条の

二第一項の規定による共済事業のほか、農林大臣の認可を受けて、この法律の規定による果樹保険事業を行なうことができる。

2 農業共済組合連合会は、前項の認可を受けようとするときは、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を内容とする果樹保険事業計画(以下「事業計画」という。)を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事を經由して農林大臣に提出しなければならない。

一 果樹保険に係る指定果樹の種類

二 果樹保険の種類

三 果樹保険の実施地域及び事業規模

四 保険契約の締結の要件、保険金額の制限及び保険金の削減に関する事項

五 政府との再保険契約の締結に関する事項

3 農業共済組合連合会は、第一項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画につき、総会の議決を経なければならない。

4 第一項の認可は、全国を通ずる指定果樹に係る生産事情及び災害の発生状況に照らしこの法律の規定による果樹保険事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行なわれることを旨としてしなければならない。

(事業計画の遵守)

第四条 前条第一項の認可を受けた農業共済組合連合会(以下「指定連合会」という。)は、その事業計画に従って果樹保険事業を行なわなければならない。

(事業計画の変更)

第五条 指定連合会は、その事業計画を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 第三条第二項から第四項までの規定は、前項の認可について準用する。

(認可の取消し)

第六条 農林大臣は、指定連合会が果樹保険事業に係る業務又は会計につき法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反したときは

、第三条第一項の認可を取り消すことができる。

(果樹保険の種類及び内容)

第七条 果樹保険は、収穫保険及び樹体保険とする。

2 収穫保険においては、指定連合会は、被保険者の栽培する指定果樹につき、果実の減収又は品質の低下によって生じた損害であつて風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、病害農林大臣の指定するものに限る。鳥獣害又は火災(次項において「指定災害」と総称する。)によるものについて、被保険者に保険金を支払うものとする。

3 樹体保険においては、指定連合会は、被保険者の栽培する指定果樹(当該指定果樹の支持物で農林省令で定めるものを含む。)につき、その枯死、流失若しくは滅失又はこれらに準ずるものとして農林省令で定める事由によって生じた損害であつて指定災害によるものについて、被保険者に保険金を支払うものとする。

(被保険者の資格)

第八条 果樹保険の被保険者たる資格を有する者は、指定連合会の果樹保険の実施地域内において指定果樹を栽培している農業者であつて、当該指定連合会の定款で定めるものとする。

(保険契約の成立及び保険料の支払)

第九条 果樹保険の保険契約は、収穫保険にあつては指定果樹の種類(農林大臣が指定連合会を指定して特定の種類の指定果樹につき特定の品種に限定し又は品種に応じて区分を定めたとき)、その指定連合会その種類の指定果樹について、その果樹保険にあつては、その限定した品種又はその定めた区分。以下この項並びに次条及び第十二条において「指定果樹の種類等」という。)ごと及び果実の年産ごと、樹体保険にあつては指定果樹の種類等ごとに、被保険者たる資格を有する者が指定連合会の定款で定めるところにより申込みをし、指定連合会がこれを承諾

することによって成立する。

2 指定連合会と果樹保険の保険契約を締結した者は、指定連合会の定款で定めるところにより、指定連合会に保険料を支払わなければならない。

(保険期間)

第十条 収穫保険の保険期間は、指定果樹の種類等ごとに、花芽の形成期から果実の収穫期までの期間(農林大臣が指定果樹の種類等のうち特定の種類又は品種の指定果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、その種類又は品種の指定果樹にあつては、その農林大臣の定めた期間を基準として、指定連合会が定款で定める期間とする)とする。

2 樹体保険の保険期間は、一年間とする。

(保険金額)

第十一条 収穫保険の保険金額は、政令で定めるところにより、果実の単位当たり価額に基準収量を乗じて得た金額(以下「基準収穫金額」という。)をこえない範囲内において、保険契約で定める金額とする。

2 前項の果実の単位当たり価額及び基準収量は、農林大臣が定める準則に従い、果実の単位当たり価額にあつては過去一定年間に於ける当該都道府県産の当該果実の平均価格として農林大臣が定める価格を基礎とし、基準収量は、あつては過去一定年間に於ける当該被保険者の当該果実の収穫量を基礎として、指定連合会が定める。

3 樹体保険の保険金額は、政令で定めるところにより、保険価額をこえない範囲内において、保険契約で定める金額とする。

4 前項の保険価額は、農林大臣が定める準則に従い、保険期間の開始時における当該被保険者の栽培する当該指定果樹(当該指定果樹に係る第七條第三項の農林省令で定める支持物を含む。)の価額として、指定連合会が定める。

(純保険料率)

第十二条 果樹保険の純保険料率は、各指定連合

会につきその行なう果樹保険の種類ごと及び指定果樹の種類等ごとに農林大臣が定める基準保険料率を下らない範囲内において、指定連合会が定款で定める割合とする。

2 指定連合会は、前項の規定にかかわらず、指定果樹の種類等ごとに、果樹保険の実施地域を二以上の地域に分けて、その地域ごとに純保険料率を定めることができる。この場合には、その地域ごとの純保険料率は、その地域ごとの保険金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が同項の基準保険料率を下らないように定款で定めるものとする。

(保険金)

第十三条 収穫保険の保険金は、保険契約ごとに、第七條第二項に規定する損害(指定連合会がてん補する責を負わないものを除く。)に係る損害額の総額が基準収穫金額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、保険金額にその損害額の総額の基準収穫金額に対する割合に応じて政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 樹体保険の保険金は、保険契約ごとに、第七條第三項に規定する損害(指定連合会がてん補する責を負わないものを除く。次項において同じ。)に係る損害額の総額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3 樹体保険の保険金については、保険契約ごとに、第七條第三項に規定する損害に係る損害額の総額が農林省令で定める金額に満たない場合には、指定連合会は、その支払の責を負わなければならない。

(事務の委託)

第十四条 指定連合会は、その行なう果樹保険に係る事務のうち、保険契約の申込みの受理、果実の生産数量の調査その他農林省令で定める事項に係るものを農業共済組合、農業災害補償法

第八十五條の六第一項の共済事業を行なう市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。

2 農業共済組合は、農業災害補償法第八十三條各号に掲げる共済事業のほか、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

3 農業協同組合及び農業協同組合連合会は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十條の規定にかかわらず第一項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

(經理の区分)
第十五條 指定連合会は、農業災害補償法第百三十條の規定によるほか、果樹保險事業については、他の事業と区分して經理しなければならぬ。

(資料の提供に關する協力)
第十六條 指定連合会は、果樹保險の保險金額の決定又は支払うべき果樹保險の保險金に係る損害額の認定に關し必要があるときは、被保險者又は被保險者となる者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合その他の団体でこれらの者からその生産した果実の加工若しくは販売の委託を受け又は当該果実の売渡しを受けたものに對し、当該委託又は売渡しに係る果実の數量又は品質に關する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

(農業災害補償法及び商法の準用等)
第十七條 農業災害補償法第四十七條、第九十一條、第九十二條、第九十三條第二項、第三項及び第五項、第九十四條から第九十八條の二まで、第九十九條(同條第一項第四号、第六号及び第七号を除く)、第百條並びに第百一條並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四條から第六百四十五條まで、第六百四十九條、第六百六十二條及び第六百六十三條の規定は、果樹保險について準用する。

2 この法律の規定による果樹保險事業は、農業災害補償法第三十條第一項の規定の適用については、同項第五号の二に規定する保險事業であるものとする。

3 指定連合会がこの法律の規定による果樹保險事業を行なう場合における農業災害補償法第百四十二條の五第二項の規定の適用については、同項中「又は保險事業」とあるのは、「若しくは保險事業又は果樹保險臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)の規定による果樹保險事業」とする。

第三章 政府の再保險事業
(再保險契約の締結)
第十八條 政府は、指定連合会を相手方として、指定果樹の種類その他の政令で定める区分(以下「再保險区分」といふ)ごとに当該指定連合会が果樹保險の保險契約(政令で定めるものを除く)によつて被保險者に対して負う保險責任を一体として、これにつき再保險契約を締結することができる。

(再保險金額)
第十九條 政府の再保險金額は、再保險区分ごと及び指定連合会ごとに、その保險金額の合計額のうちその合計額に果樹保險の保險責任に係る危険の總額を勘案して農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる部分の金額を算出し、これにさらに政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(再保險料)
第二十條 政府の再保險料の金額は、再保險区分ごと及び指定連合会ごとに、その純保險料の合計額のうち、政府の再保險責任に係る危険に對応するものとして農林大臣の定めるところにより算定される部分の金額とする。

(再保險金)
第二十一條 政府の再保險金は、再保險区分ごと及び指定連合会ごとに、その支払うべき保險金の合計額がその保險金額の合計額に第十九條の農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に支払ふものとし、その金額は、当該保險金の合計額のうちそのこえる部分の金額に同条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(農業災害補償法及び商法の準用)
第二十二條 農業災害補償法第百三十八條から第百四十條まで並びに商法第六百四十二條から第六百四十五條まで、第六百六十二條及び第六百六十三條の規定は、果樹保險に係る政府の再保險について準用する。

第四章 雜則
(国の助成)
第二十三條 国は、毎會計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、指定連合会が果樹保險事業を行なうのに要する事務費を補助するものとする。

2 国は、前項の規定による補助のほか、指定連合会の果樹保險事業の実施を円滑にするため、毎會計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、果樹保險の保險契約者に対し、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金に相當する金額は、毎會計年度予算で定めるところにより、一般會計から農業共済再保險特別會計に繰り入れる。

4 第二項の交付金で政令で定めるものは、保險契約者に交付するのに代えて指定連合会に支払うべき保險料の一部に充てるため当該指定連合会に交付し、又は指定連合会が政府に支払うべき果樹保險に係る再保險料の全部若しくは一部に充てて農業共済再保險特別會計の再保險料収入に計上することができる。

(農業共済基金からの資金の貸付け)
第二十四條 農業共済基金は、農業共済基金法(昭和二十七年法律第百二二号)第三十三條の規定にかかわらず、指定連合会に對し、当該指定連合会が果樹保險の保險金の支払に關し必要とする資金を貸し付けることができる。

2 農業共済基金から貸付けを受けた前項に規定する資金は、同項に規定する保險金の支払以外の目的に使用してはならない。

3 農業共済基金法第三十六條第二項の規定は、前項の規定に違反して資金を他の目的に使用した場合に準用する。

第二十五條 農林大臣は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定連合会から報告を徴収することができる。

(印紙税の非課税)
第二十六條 果樹保險に關する文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 保險証券
二 第十四條第一項の規定による委託に關する契約書
三 第二十四條第一項の規定により指定連合会が農業共済基金から資金の貸付けを受ける場合において作成される消費貸借に關する契約書

第五章 罰則
(罰則)
第二十七條 次の各号の一に該當する場合には、その違反行為をした指定連合会の役員は、一万円以下の過料に處する。

一 第十五條の規定に違反したとき。
二 第十七條第一項において準用する農業災害補償法第九十一條、第百條又は第百一條の規定に違反したとき。

附則
1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。
3 この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。
4 農業共済再保險特別會計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の次に次の六條を加える。
第二十三條 果樹保險臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)ニ依ル果樹保險ニ係ル再保險事業ノ經理ハ第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本會計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二十四條 本會計ニ前條ノ再保險事業ノ經理ヲ明確ニスル為第二條ニ規定スル各勘定ノ外臨時果樹勘定ヲ設ク

第二十五條 再保險金支払基金勘定ニ於テハ第二條ノ第二項ノ規定ニ依ルモノノ外臨時果樹勘定ヨリノ受入金及其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第二條ノ第二項ニ規定スル一般會計ヨリノ受入金ハ同條第二項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ果樹保險ニ関スル異常災害ノ發生ニ伴フ臨時果樹勘定ニ於ケル再保險金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルルモノトス

第二條ノ第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル臨時果樹勘定ヘノ繰入金ニ付之ヲ準用ス

第二十六條 臨時果樹勘定ニ於テハ果樹保險ニ関スル再保險事業經營上ノ再保險料、一般會計及再保險金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ 同事業經營上ノ再保險金、果樹保險臨時措置法第二十三條第二項ノ交付金、再保險料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十七條 業務勘定ニ於テハ第五條ノ規定ニ依ルモノノ外果樹保險ニ関スル再保險事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般會計ヨリノ受入金及同事業ノ業務取扱ニ関シ生ズル収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十八條 第六條第二項及第四項、第六條ノ第二項、第八條乃至第十條並ニ第十二條ノ規定ハ臨時果樹勘定ニ付之ヲ準用ス

昭和四十二年六月九日印刷

昭和四十二年六月十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局